判決年月日	平成23年8月25日	扭	知的財産高等裁判所
事件番号	平成22年 (行ケ) 10408号	翿	第 4 部

○ポンプの発明において、ケーシングライナーの内周に設けられた溝に異物を押し込んで捕捉し、溝内を通過させる構成を有する引用発明1に、内周にカッターを設けて異物を切断する構成を有する引用発明2を適用しても、内周に凸部材を設けて異物を引っ掛けて捕捉し、異物を羽根と羽根の間を通過させてポンプ外に排出させる本願発明に係る構造を想到することは容易とは認められないとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「ポンプ」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の 請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案であ る。

本件は、次のとおり判示するなどして、本願発明は、引用発明1及び2からは、相違点に係る構造を想到することが容易とは認められないとし、これと異なる審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

「本願発明は、羽根車とケーシングライナーとの隙間を大きくすることなく、ポンプ効率を低下させないで羽根車に絡み付く異物を除去し、ポンプ内をスムーズに通過させるために、ケーシングライナーの内周に異物捕捉体としての凸部材を設け、捕捉された異物を羽根車の間を通過させることをその技術内容とするものである。

また、引用発明1は、ポンプ性能を効率的に得るためには、羽根先端とケーシングあるいはケーシングライナーとの間の間隙を十分小さく設定する必要があることを前提として、そのような設定をした場合、間隙内に汚水中の塊状固体をかみ込み、ポンプ性能が減少することから、ケーシングライナーの内周に異物捕捉体としての溝を設け、汚水中の塊状固体を羽根先端とケーシングライナーとの間にかみ込んだ場合、この塊状固体を、羽根先端によって溝内に押し込み、溝を経て吐出口側に吐出させることをその技術内容とするものである。

さらに、引用発明2は、ケーシングライナーの内周の捩り羽根の外縁に近接させて異物 切断用のカッターを配置することにより、流入した異物を捩り羽根の回転によってカッターに押し付けて切断し、異物がポンプを詰まらせることを防止することをその技術内容と するものである。

そうすると、本願発明、引用発明1、引用発明2は、いずれもポンプの羽根に絡み付く 異物を除去してポンプ内を通過させることをその技術内容とするものであるが、本願発明 は、その手段として、ケーシングライナーの内周に凸部材を設けることにより、異物を引 っ掛けて捕捉して羽根から取り除き, さらに異物を羽根と羽根の間を通過させてポンプ外に排出させる構成を有することをその技術的特徴とするものであるということができる。 これに対し、引用発明1は、溝に異物を押し込んで捕捉し、溝内を通過させる構成を有するものであり、本願発明1とは、異物捕捉体の具体的構成及び捕捉後の異物の排出方法が異なるものである。

さらに、引用発明 2 は、ケーシングライナーの内周にカッターを設けるものであり、当該カッターは突起形状を有するものの、あくまで異物を切断する目的で設けられた部材であって、異物を引っ掛けて捕捉することを目的として設けられた構成ではない。

したがって、本願発明は、異物捕捉体として、引用発明1のように、異物を押し込んで排出する溝や、引用発明2のように、異物を切断して排出するカッターを設けることなく、 凸部材を設けるだけで、異物を引っ掛けて捕捉し、羽根と羽根の間を通過させて排出する 構成を有する点に、その技術的な特徴を有する発明であるというべきであって、引用発明 1及び2とは、異なる技術思想を有するものということができる。

また、引用発明1の「溝」に換えて、引用発明2のカッターから刃を除いた「凸部材」の 構成を採用することは、動機付け欠くものというほかない。

よって、相違点に係る構成は、当業者が容易に想到し得たものということはできない。」 「以上からすると、本願発明は、引用発明1及び2に基づいて、当業者が容易に発明を することができたものであるとした本件審決の判断は誤りである。」